

一体型マナカ利用特約

株式会社名古屋交通開発機構

(目的)

第1条 この特約は、身分証等の発行者及び株式会社名古屋交通開発機構（以下「当社」といいます。）が、一体型マナカ（以下「本カード」といいます。）を媒体として利用者に提供する、マナカに関するサービス内容及び利用条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 この特約は、当社が定めるマナカ取扱規則、マナカマイレージポイント取扱規則及びマナカ電子マネー取扱規則（以下、これらの規則を総称して「マナカ取扱規則等」といいます。）に対する特約であり、マナカ取扱規則等の定めと異なる条項には、この特約を優先して適用することとします。

- 2 本カードの利用に関し、この特約に定めのない事項については、マナカ取扱規則等の定めるところによります。
- 3 本カードの提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「身分証等」とは、学校が発行する学生証、企業が発行する社員証等の身分証明書、又は各種組織若しくは団体に所属することを証明する証明書をいいます。
 - (2) 「マナカに関する機能」とは、当社がマナカ取扱規則等に基づき提供する機能をいいます。
 - (3) 「一体型マナカ」とは、身分証等の機能とマナカに関する機能とを一体化した媒体をいいます。
 - (4) 「提携先」とは、身分証等が発行する学校、企業又は各種組織若しくは団体等をいいます。
 - (5) 「利用者」とは、本カードの交付を受けた方をいいます。
 - (6) 「カードの乗車券面」とは、マナカのカード番号の刻印のない側をいいます。
- 2 この特約に定めのない用語の定義については、マナカ取扱規則等の定めるところによるものとします。

(発行)

第4条 マナカ取扱規則第14条の規定にかかわらず、当社は提携先からの依頼に基づいて本カードを発行し、提携先を通じて利用者に交付するものとします。

- 2 本カードは、あらかじめSF（現金）をチャージせずに発行するものとします。

(利用方法及び制限事項)

第5条 カードの乗車券面に利用者の記名が行われ、かつ、カードに利用者の氏名、生年月日、性別及び電話番号（以下「個人情報」といいます。）が記録された本カードについては、マナカ取扱規則に定める記名式マナカとして取り扱います。

2 前項による記名及び記録のない本カードについては、マナカ取扱規則に定める無記名式マナカとして取り扱います。

（個人情報の取扱い）

第6条 前条により記名式マナカとして取り扱う、本カードのマナカに関する機能の個人情報については、マナカ取扱規則第6条の規定に従い、当社及び株式会社エムアイシーが管理します。

（所有権）

第7条 本カードの所有権は、当社に帰属します。

2 マナカ取扱規則第10条第3項の規定にかかわらず、本カードが不要若しくは無効となったとき、又は当社若しくは提携先から本カードの返却の請求があったときは、利用者は、提携先を通じて当社に本カードを返却しなければなりません。

（デポジット）

第8条 マナカ取扱規則第11条の規定にかかわらず、本カードについてのデポジットは利用者からの収受は行わないものとし、利用者におけるデポジットに関する同規則の定めは本カードに適用されないものとします。

2 当社は、本カードについてのデポジットを、提携先から収受することがあります。この場合において、本カードの種別ごとのデポジットの有無、収受する場合の取扱いの詳細については、当社及び提携先が定めるものとします。

（改氏名による書換え）

第9条 利用者が本カードに記録された氏名を改めた場合は、マナカ取扱規則第18条第2項の規定に準じて、提携先が指定する窓口（以下「提携先窓口」といいます。）に対して氏名の書換えを請求するものとします。

（紛失再発行）

第10条 マナカ取扱規則第20条の規定にかかわらず、本カードの盗難又は紛失等（以下「紛失」といいます。）による再発行は、次の各号により取扱いを行います。

(1) 再発行の対象とする本カードは、第5条の規定により記名式マナカとして取り扱う本カードとします。

(2) 紛失した旨の届出先は、マナカ交通事業者が定めるマナカ取扱箇所及び提携先窓口の双方とします。ただし、提携先窓口に限る場合があります。

(3) 紛失した本カードのマナカに関する機能の利用停止措置の方法は、マナカ取扱規則第20条第2項の規定によるものとします。

(4) 再発行する本カードの受取箇所は、原則として提携先窓口とします。この場合において、利用者は、再発行整理票を提携先窓口に提出するものとします。

(5) 再発行する本カードを受け取る際の取扱いは、マナカ取扱規則第20条第3項の規定に準じて提携先が定める方法によるものとします。

(6) 再発行する本カードにかかる紛失再発行手数料の取扱いについては、提携先が定めるところによるものとします。

2 第5条第2項の規定による無記名式マナカとして取り扱う本カードの紛失にあつては、マナカに関する機能の再発行はできません。この場合、身分証等の再発行については、提携先が定めるところによります。

(障害再発行)

第11条 マナカ取扱規則第21条の規定にかかわらず、本カードがその破損等によつて所定の機器で利用できない場合は、次の各号により再発行の取扱いを行います。

(1) 本カードが利用できない旨の届出先は、マナカ交通事業者が定めるマナカ取扱箇所及び提携先窓口の双方とします。ただし、提携先窓口に限る場合があります。

(2) 本カードが利用できない旨の届出の方法は、マナカ取扱規則第21条第1項の規定によるものとします。

(3) 再発行する本カードの受取箇所は、原則として提携先窓口とします。この場合において、利用者は、再発行整理票及び障害となった本カードを提携先窓口に戻却するものとします。

(その他再発行)

第12条 提携先若しくは当社の営業時間、休日等の都合又は提携先の定めるところにより、再発行処理された本カードの交付に要する期間、必要事項等は、マナカ取扱規則第20条又は第21条の規定によらない場合があります。

2 提携先の都合により、本カードにおける券面の記載内容の変更が必要となり、利用者から再発行の申し出があつた場合は、当社は前条に基づき取扱いを行います。

3 その他、当社が別途認めた場合は、前2条の定めるところによらず、本カードの再発行を行うことがあります。

(SF(現金)残額等の払戻し)

第13条 マナカ取扱規則第25条の規定にかかわらず、利用者の事由による本カードのSF(現金)残額の払戻しの請求をすることはできないものとします。

(失効の際の取扱い)

第14条 マナカ取扱規則第12条第1項及び第2項に定めるもののほか、本カードに有効期限の記載がある場合でその有効期限を迎えたとき及び卒業、退学、退職等の事由により本カードの身分証等が失効した場合には、本カードは失効します。この場合、同条第3項を準用します。

2 利用者は、前項により本カードが失効した場合は、ただちに本カードを当社に提携先を通じて返却することとします。

(本カードが無効となる場合)

第15条 当社は、次の各号に定める場合に本カードを無効とします。この場合、当該カードを回収することがあります。

- (1) マナカ取扱規則第19条に定める場合
- (2) 利用者がこの特約の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (3) 本カードの身分証等の効力が無効となった場合

2 前項の場合、本カード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しません。

3 本カードが無効となった場合の身分証等の機能の再発行その他の取扱いについては、提携先の定めるところに従うものとし、当社はかかる手続に関連して生じる利用者の不利益について一切の責任を負わないものとします。

(免責事項)

第16条 当社は、マナカ取扱規則第9条及び第24条、マナカマイレージポイント取扱規則第11条並びにマナカ電子マネー取扱規則第8条に定める場合のほか、提携先に起因する利用者の損害又は提携先のサービスにかかわる利用者の損害等については、その責めを負いません。

(特約の変更)

第17条 当社は、この特約を変更することができるものとします。

2 この特約を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者が本カードを利用したときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

附 則

この特約は、平成25年4月1日から施行します。